令和元年度 第1回 門真市都市計画審議会

議 案 書

日時 令和元年 11 月 14 日 (木) 午前 10 時 30 分 場所 門真市中町 1 番 1 号 門真市役所別館 3 階 第 3 会議室

令和元年度 第1回 門真市都市計画審議会 案件一覧表

議案	案 件 名	決定権者	頁
番号			
1	東部大阪都市計画生産緑地地区の変更	門真市	1
	について(付議)		
2	東部大阪都市計画汚物処理場の変更に	門真市	5
	ついて(付議)		



議 第 1 号 門 ま 都 第 691 号 令和元年 10 月 16 日

門真市都市計画審議会会長様

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について(付議)

標記の件について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり門真市都市計画審議会に付議します。

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(門真市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名称	位置	面積	備考	図面番号
打越-3	門真市打越町 地内	約0.31ha	区域変更	4/6
巣本	門真市巣本町 地内 約0.14		区域変更	2/6
岸和田一2	門真市北岸和田2丁目 地内	約0.30ha	区域変更	4/6
薭島-9	門真市大字薭島 地内	約0.03ha	追加	5/6
三ツ島-21	門真市三ツ島5丁目 地内	_	廃止	6/6
小 計		約0.78ha		
浜町 他67地区		約16.32ha	変更なし	
合 計	72地区	約17.10ha		

[「]位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

打越-3の生産緑地地区において、公共施設等の用地に供された 部分を廃止し、東部大阪都市計画生産緑地地区の区域変更をするも のです。

また、都市計画決定権者の判断により、既存生産緑地地区巣本及 び岸和田-2の区域変更並びに、新規一団として薭島-9の指定を 行うに当り、東部大阪都市計画生産緑地地区の区域変更をするもの です。

さらに、三ツ島-21 の生産緑地地区において、生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者の故障に伴う買い取りの申出があり ましたが、庁内関係各課に買い取りの希望がなく、他の農業従事者 への斡旋も不調に終わりましたので本地区を廃止し、東部大阪都市 計画生産緑地地区の区域変更をするものです。

計 推 第 1682号 令和元年10月15日

門真市長様



東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について(回答)

令和元年10月15日付け門ま都第641号で協議のあった標記について、 異議ありません。

> 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 都市施設計画グループ 松葉

TEL: 06-6944-9274 (直通)

FAX: 06-6944-6778



議 第 2 号 門 ま 都 第 691 号 令和元年 10 月 16 日

門真市都市計画審議会会長 様

門真市長 宮本



東部大阪都市計画汚物処理場の変更について(付議)

標記の件について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり門真市都市計画審議会に付議します。

議第2号

東部大阪都市計画汚物処理場の変更 (門真市決定)

○東部大阪都市計画汚物処理場門真汚物処理場を廃止する。

理 由

門真汚物処理場は市内全域のし尿処理を担う施設として、これまで稼働を続けてきたが、公共下水道の整備に伴い、当該施設へのし尿等搬入量は年々減少していることから、より効率的・効果的な処理を進めるため、四條畷市の希釈放流施設を利用する。

よって、同施設では、し尿処理を行わなくなることから、門真汚物処理場を廃止するものである。

計 推 第 1 7 4 1 号 令和元年 9 月 3 0 日

門真市長様

大 阪 府 知



東部大阪都市計画汚物処理場の変更について(回答)

令和元年9月25日付け門ま都第608号で協議のあった標記について、 異議はありません。

大阪府都市整備部

都市計画室計画推進課

土地利用計画グループ 大西

TEL: 06-6944-6776 (直通)

FAX: 06-6944-6778